

2 介護人材の資質向上

(1) 現状と課題

- 急速な高齢者人口の増加に伴い、介護のニーズが増加・多様化するなか、質の高い介護サービスが安定して提供されるためには、介護職員のスキルアップや資質の向上が必要とされており、介護技術力のレベルアップやキャリアアップのための職層に応じて求められる役割や能力を身につけられるような研修の機会や、広域分散型の本道において、人員配置に余裕のない事業所等の介護職員が研修に参加しやすい環境等を確保していくことが必要です。
- また、雇用形態や働き方が多様化するなか、「自分の将来を見通せないこと」を理由に離職する介護職員が少なくないことから、職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、キャリアパスの構築や人材育成の取組みが重要であり、介護職員個々のモチベーションを向上させ、長期的な介護人材の確保・定着の推進を図る必要があります。

(2) 関連データ

精 査 中

(3) 施策の方向性

- 介護職員や介護支援専門員等の介護関係職員が、それぞれのキャリアに応じて、スキルアップに必要な知識や技術等を習得できるよう、役割や能力、習熟度に応じた階層別の研修を行い、資質の向上を支援します。
- 現任の職員等の研修参加機会等を確保するため、研修受講中の代替職員雇い入れに係る人件費等を補助するほか、研修の開催方法をオンライン化する等の支援を行うほか、介護職員初任者研修等指定事業者が要件を満たした求職者等の受講料を減免した際の費用を補助するなど、介護職員等の研修受講を支援します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護支援専門員等資質向上事業（資質向上）
 - ・ 初任介護支援専門員や主任介護支援専門員に対して研修を行う。
- 介護職員等研修事業
 - ・ 介護従事者に対して、求められる役割や能力、習熟度に応じた階層別の研修のほか、高齢者施設、障がい者（児）施設等でたん吸引を行う従事者への研修を行う。
- キャリアパス支援等研修事業
 - ・ 就労継続を促進させるための研修を実施した団体等に補助を行うほか、現任の職員が実務者研修を受講する際に、代替職員を雇用するなどした場合に補助を行う。
- 介護未経験者に対する研修支援事業
 - ・ 介護職員初任者研修等指定事業者が介護分野での就業を希望し福祉人材センター・バンクに求職者登録している受講者及び介護事業所で就労する初任段階における介護職員の受講者に対して受講料を減免した際の費用を補助するほか、障がい者を対象にした介護職員初任者研修の実施から就労までの支援を行います。

<目標（アウトプット）>

精
査
中

- 初任介護支援専門員研修__受講者数 ○○人/年
- 主任介護支援専門員研修__受講者数 ○○人/年
- 介護職員階層別研修__受講者数 ○○人/年
- キャリアパス支援研修__受講者数 ○○人/年
- 受講料減免を受けて介護職員初任者研修等を受講した人数 ○○人/年
- 障がい者の介護職員初任者研修__受講者数 ○○人/年

(5) 達成目標（アウトカム）

精
査
中

- 介護支援専門員研修修了者数
R5 : ○○人 → R9 : ○○人
- 障がい者の介護職員初任者研修修了率（修了者/受講者）
R5 : ○○% → R9 : ○○%

3 介護分野の職場環境改善の促進

(1) 現状と課題

- 2040年にかけて本道は高齢者人口のピークを迎えることとなり、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、人口減少社会の到来で介護人材の確保が困難な状況が続く中においても、介護現場においては、介護の質を確保し、向上させていくことが求められています。
- 人手不足の中であっても、介護現場が地域における安心の担い手として役割を果たし続けるためには、業務の「ムリ」「ムダ」「ムラ」を無くし、現状の業務をより安全に、正確に、効率的に行うことや、職員の負担を軽くするための取組を通じて、「介護サービスの質の向上」を目的とした業務改善に取り組むことで、介護職員がケアに専念できる環境整備を行っていくことが必要です。

(2) 関連データ

精 査 中

(3) 施策の方向性

- 関係団体等で構成する「北海道介護現場生産性向上推進会議」を設置し、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入のほか、介護人材確保をはじめとした介護現場の各種業務改善に資する様々な支援・施策等との連携を図ります。
- 介護現場における生産性向上を図るため、介護ロボット・センサー・ICT導入等による職員の業務負担軽減や、事務の効率化等の業務改善を検討する介護事業者を支援するため、ワンストップ型の相談窓口を設置するほか、業務コンサルタントを活用した業務改善・職場環境改善に要する費用や、介護ロボット等の導入費用に対する補助を行います。
- 介護分野の文書に係る事務負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続の簡素化、様式例の活用による標準化等を進めます。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護ロボット導入支援事業
 - ・ 介護ロボットの導入に必要な費用の一部を補助する。
- 介護事業所生産性向上推進事業
 - ・ 介護ロボットの展示や講習会、無償貸与のほか、介護人材確保や業務改善に係る介護事業者からの相談に対するワンストップ型窓口を設置する。
 - ・ 業務コンサルタントを活用した業務改善・職場環境改善等の取組に対して補助を行う。

精
査
中

<目標（アウトプット）>

- 介護ロボット導入事業_補助件数 ○○件/年
- 業務コンサルタントを活用して補助を受けた事業所数 ○○事業所/年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護ロボット・ICTの普及率（仮）

| | | | |
|--------|-----|---|--------|
| R5：入所系 | ○○% | → | R9：○○% |
|--------|-----|---|--------|

| | | | |
|--------|-----|---|--------|
| R5：居住系 | ○○% | → | R9：○○% |
|--------|-----|---|--------|

精
査
中

- 介護従事者離職率の低下（離職者数/9月30日時点の在籍者数）

| | | |
|--------|---|--------|
| R5：○○% | → | R9：○○% |
|--------|---|--------|

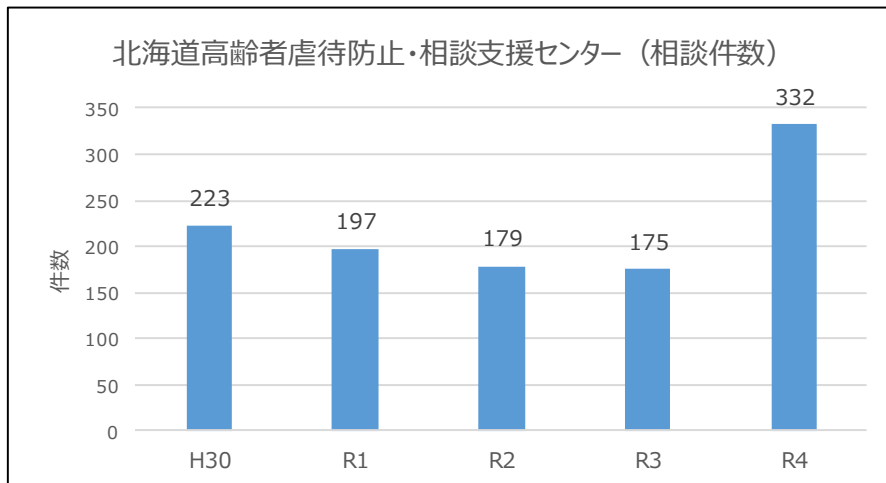
第7節 安全・安心な暮らしの確保

1 高齢者の権利擁護

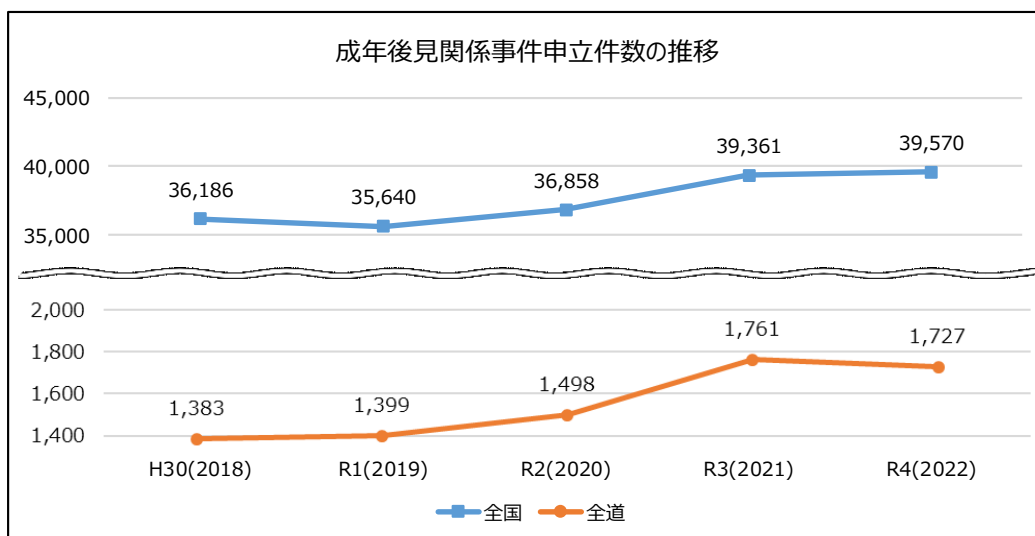
(1) 現状と課題

- 人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくためには、高齢者が尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築することが必要です。
- 例年、高齢者への虐待が発生していることを踏まえ、高齢者虐待の未然防止や早期発見・適切な対応などの充実を図るため、養介護施設職員や市町村職員等を対象とする研修や北海道高齢者虐待防止・相談支援センターによる相談対応など、引き続きこれらの取り組みを行う必要があります。
- 認知症や障がいがあることにより、財産管理や日常生活支援等に支障がある高齢者等が、不利益を被ることがないよう、市町村による成年後見制度の普及や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成などの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援していく必要があります。
- また、高齢者の消費者被害の未然防止と早期発見のため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う必要があります。

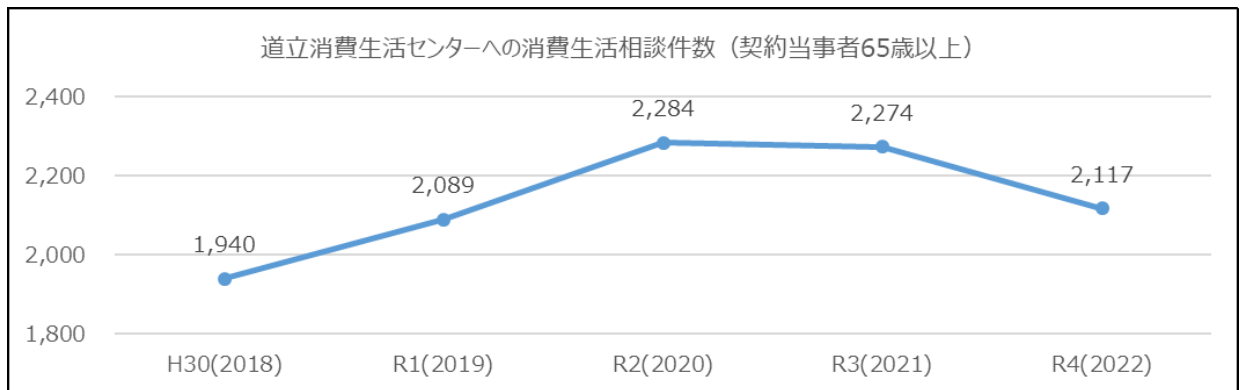
(2) 関連データ



[資料]北海道高齢者虐待防止・相談支援センター実績



[資料] 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」



[資料] 北海道環境生活部調べ

（３）施策の方向性

- 介護施設職員や市町村職員等に対し、高齢者虐待防止法の理解普及や身体拘束廃止に向けた実践的スキル等に関する研修を行い、虐待の未然防止や早期発見などが行われるよう支援を行います。
- 道が設置する高齢者虐待に関する相談・通報窓口について、広く道民等に周知されるよう、啓発用チラシやパンフレットを作成・配布します。
- 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等の権利・利益を保護し、自立した生活を支援するため、市町村が実施する市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修、後見実施機関の設立などの取組を支援するほか、市民後見人などの権利擁護人材養成に関する市町村等向けのセミナーを開催し、担い手の養成などに係る市町村支援を行います。
- 地域包括支援センターなどが新たに設立する地域消費者被害防止ネットワークに対する支援のほか、市町村の消費者行政担当課や警察等の関係機関との連携体制構築に向けた支援を行うことにより、地域の見守り体制の構築を推進します。

（４）主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 北海道高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業
 - ・ 高齢者虐待防止・相談支援センターを設置し、虐待防止事例集の発行、研修会の開催、啓発用チラシ・パンフレットの作成・配布を行う。
- 権利擁護人材育成事業
 - ・ 人材養成研修・支援体制構築・フォローアップ研修を行う市町村に対して補助を行う。
 - ・ 市町村が行う各般の研修、効果的な実施方法の普及、好事例の共有など、市町村等向けの研修を開催する。
- 地域福祉生活支援センター運営事業
 - ・ 認知症高齢者などで判断能力が不十分となった方に福祉サービスの利用に関する情報提供、手続の援助、利用料の支払代行などを行う地域福祉生活支援センターに対して補助を行う。
- 消費者行政推進事業（消費者教育及び地域ネットワーク設置推進事業など）
 - ・ 消費者被害防止ネットワーク促進セミナーを開催するなど、地域消費者被害防止ネットワークの新規設立に向けた支援を行う。
 - ・ 北海道消費者被害防止ネットワークニュースを発行するなど、見守り活動のための地域関係の構築に向けた支援を行う。

<目標（アウトプット）>

精
査
中

- 高齢者虐待防止啓発用チラシ・パンフレットの作成・配布 1回／年
- 人材養成研修・支援体制構築・フォローアップ研修を行った市町村への補助件数 ○○件／年
- 権利擁護人材養成市町村セミナー参加者数 20人／年
- 消費者被害防止ネットワーク促進セミナー開催回数及び参加者数 3回124人／R4年度
- 北海道消費者被害防止ネットワークニュース発行回数 6回／年

（5）達成目標（アウトカム）

- 北海道高齢者虐待防止・相談支援センターが行う研修会の参加者数

R4：1,573人 → R8：1,626人

2 災害・感染症対策の推進

(1) 現状と課題

- 平成30年（2018年）の北海道胆振東部地震で発生した大規模停電をはじめ、令和4年（2022年）に雪害によって送電線や鉄塔が倒壊し、オホーツク地方で発生した大規模停電など、災害はいつやってくるか予期することは困難です。
- 高齢者施設等は災害等で被災した場合や感染症が発生した場合でも、利用者の安全を確保しつつ事業を継続する必要があることから、介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業者は、自然災害及び感染症に係る業務継続計画（BCP）、非常災害対策計画、避難確保計画等を策定し、これらの計画に基づく訓練等を実施することが必要です。
- また、高齢者施設は、感染症への抵抗力が弱い高齢者等が集団で生活する場のため、感染が広がりやすく、被害も大きくなる傾向にあり、予防と感染を拡大させない対策が重要であることから、感染が発生した場合に備え、生活空間の分けや施設のユニット化、感染が発生した際の対応方針を多くの関係者間で共有しておくことが必要です。

(2) 関連データ

精 査 中

(3) 施策の方向性

- 災害や感染症の発生に備えて高齢者施設等で定める業務継続計画（BCP）等の策定や改訂など、施設等における災害、感染症対策を支援します。
- 利用者が安心して暮らすことができるよう、土砂災害警戒区域などの災害レッド（イエロー）ゾーン内には整備しないほか、災害レッド（イエロー）ゾーン内にある施設等の移転改築に必要な経費を補助します。
- 高齢者施設等における防災・減災対策のため、建物の耐震化改修や非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修等を支援します。
- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症等対策のため、簡易陰圧装置の設置や汚染エリアと非汚染エリアを分けるゾーニング費用など、新型コロナ感染防止対策を支援します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険事業者等指定・指導事業（指導監督、業務管理体制確認検査）
 - ・ 介護保険事業所等を運営する法人等に対して検査を実施し、必要に応じて指導等を行う。
- 介護サービス提供基盤等整備事業（災害レッドゾーン等に所在する介護施設の移転改築等整備）
 - ・ 災害レッド（イエロー）ゾーンに所在する高齢者施設について、安全な場所に移転改築するために必要な経費を補助する。
- 社会福祉施設整備事業（北海道老人福祉施設等整備事業[非常用自家発電設備等]）
 - ・ 老人福祉施設等に対して、災害時72時間以上運転可能な非常用自家発電設備や給水設備の整備のほか、水害対策に伴う改修に必要な経費を補助する。
- 社会福祉施設整備事業（老人福祉施設等整備事業）
 - ・ 老人福祉施設等に対して、老朽化・耐震化に伴う改築・大規模修繕等の整備に必要な経費を補助する。
- 介護サービス提供基盤等整備事業（感染症拡大防止）
 - ・ 簡易陰圧装置の設置や汚染エリアと非汚染エリアを分ける施設内のゾーニングなど、感染症の拡大防止対策を行った介護事業所に補助を行う。
- 社会福祉施設における感染拡大防止対策事業
 - ・ 新型コロナ感染拡大防止のために要する経費を支援する。

精
査
中

<目標（アウトプット）>

- 介護保険事業所等を運営する法人等に対する検査実施件数 ○○事業所／年
- 介護サービス提供基盤等整備事業を活用して感染症対策を行った事業所数 ○○事業所／年

(5) 達成目標（アウトカム）

精
査
中

○

R4 : → R8 :

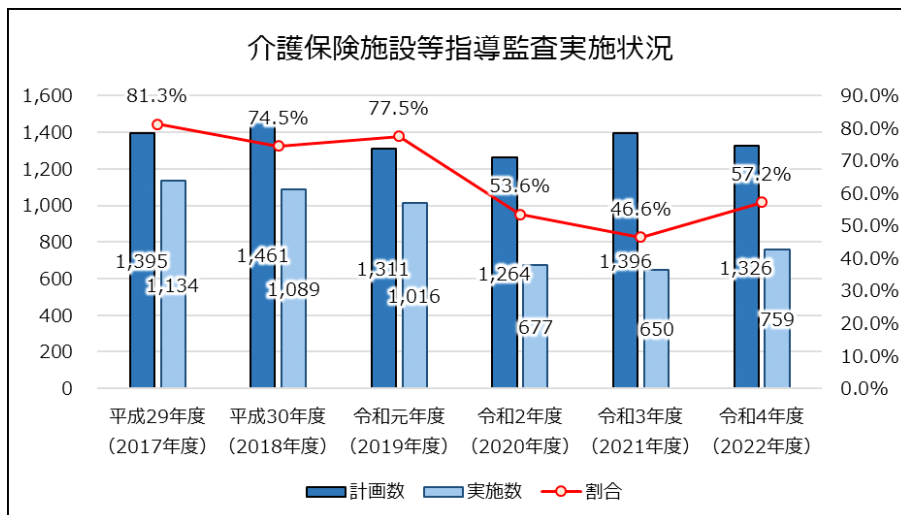
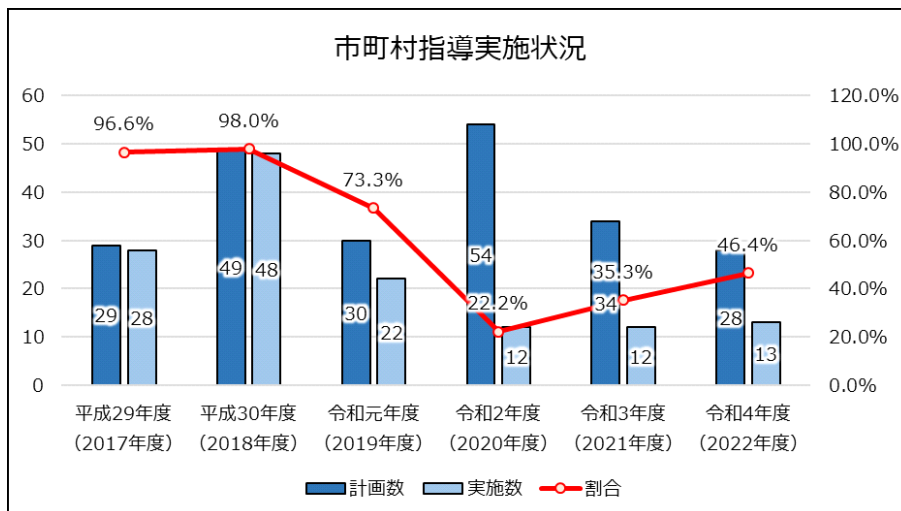
第8節 介護保険制度の適切な運営

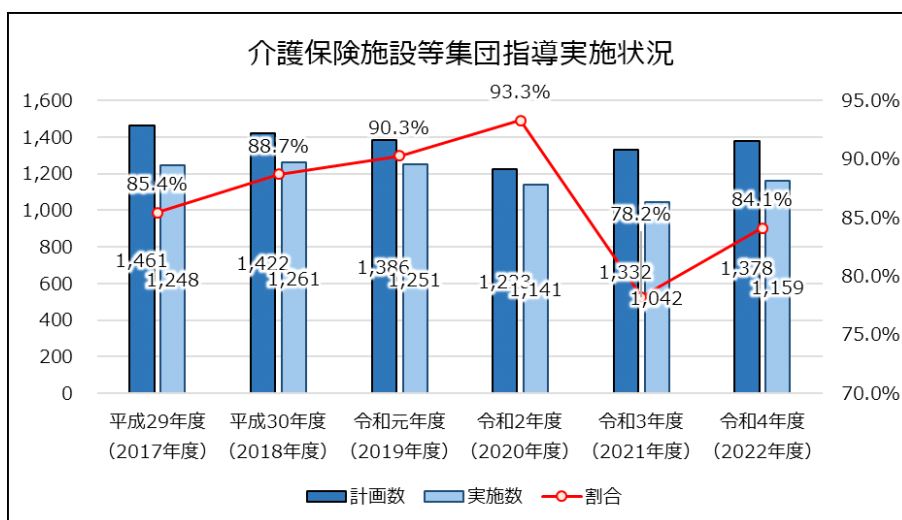
1 介護サービスの質の向上

(1) 現状と課題

- 地域で暮らす高齢者が安心して、適切かつ良質な介護サービスを利用できるよう全ての事業者が適切な運営に取り組む必要があります。
- 介護保険法の改正や介護報酬の改定等に伴い、介護保険制度が複雑化する中、制度が適切に運用され、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業所に対して、制度の周知や適切な指導を行うとともに、市町村に対しても、事業所への適切な指導等を行えるよう支援する必要があります。

(2) 関連データ





(3) 施策の方向性

- 介護サービス事業所への集団指導や運営指導等を通じて、制度の周知や業務継続計画（BCP）の策定、虐待防止のための措置及び職場におけるハラスメントの防止のための措置等に関して、適切な指導・助言を行います。
- 介護報酬の不適切な請求等の不正な行為や基準違反の疑いのある事業所に対しては、迅速かつ重点的な監査を実施します。
- 市町村が指定・指導権限を有する地域密着型の介護サービス事業所や居宅介護支援事業所に対し、指導の均一化及び向上を図るため、市町村と合同で指導・監査を実施します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険事業者等指定・指導事業（介護保険事業者等指導監督業務）
 - ・ 介護保険法の規定に基づき指定を行った介護サービス事業所に対し、引き続き指定要件や、人員、設備及び運営に関する基準等を満たしているか指導監督を行うほか、市町村の指定・指導事務の実施状況確認や市町村と合同で事業者指導を行う。
- 介護保険苦情処理事業費補助金
 - ・ 介護サービス利用者等から受理した苦情に対して、内容審査・調査・委員会の開催などを行うとともに、市町村職員等への研修会の開催や情報提供などを行う北海道国民健康保険団体連合会に補助を行う。
- 介護保険推進事業（保険者指導）
 - ・ 介護保険の保険者に対して指導・助言を行う。
- 高齢者保健福祉行政振興対策事業
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅にかかる指導監督を実施する。

<目標>（アウトプット）

- 苦情相談担当者研修会_参加市町村数 179市町村/年
- 実地調査による指導監督件数 1,300件/年
- 業務管理体制確認検査件数 200件/年
- 介護保険業務実施状況調査市町村数 30市町村/年
- 介護保険事業保険者指導数 52保険者/年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護サービス別集団指導参加率（参加事業所数/事業所数）

R3 : 78% → R9 : 100%

2 適切なサービス利用の促進

(1) 現状と課題

- 介護サービス利用者がそれぞれの状態に応じた介護サービスを利用するには、適正に要介護（要支援）認定が行われることが不可欠です。そのためには、申請された方の状態を最初に調査する認定調査員、審査判定を行う介護認定審査会の委員、意見書を作成する主治医など、認定のそれぞれの手続きに関わる者の資質向上に努めることが重要です。
- 令和3年（2021年）4月から介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化により、市町村の判断で要介護認定者も引き続きサービスを利用できるとされるなどの制度改正が行われました。引き続き、住民等に対し、要介護（要支援）認定に係る仕組みや制度を周知していく必要があります。
- 道・市町村、北海道国民健康保険団体連合会が窓口となって苦情・相談に対応し、介護サービスの質の確保や介護保険制度に対する信頼性の向上、安定的な制度運営に努めていますが、寄せられた苦情・相談を介護サービス事業者への指導等に反映させ、より適切な介護サービスの提供につなげる必要があります。
- 介護サービスの利用者等の適切な事業所選択に資するよう、介護サービス情報公表制度をより周知していく必要があります。

(2) 関連データ

精 査 中

(3) 施策の方向性

- 認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対する研修を実施します。要介護（要支援）認定が適切に実施されるよう、公平かつ公正な調査及び審査判定の実施、主治医意見書のより適切な記載方法等を支援します。
- 介護を必要とする方が介護サービスを利用するための申請等を円滑に行うことができるよう、要介護（要支援）認定の仕組みや制度について、道民等に周知を図ります。
- 介護サービス事業者が苦情に適切に対応し、利用者に適正なサービスを提供できるよう、集団指導及び実地指導において事業者に対して必要な助言、指導を行います。
- 介護サービス利用者が最適な事業所を選択できるよう支援する介護サービス情報の公表制度について、広く周知するとともに、より多くの対象事業所に公表制度を活用するよう働きかけます。
- 保険者が行った要介護（要支援）認定、保険料の賦課徴収に関する行政処分等に対する不服の審理及び裁決を行う第三者機関として、北海道介護保険審査会を運営します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 認定調査員等研修事業
 - ・ 認定調査員、介護保険審査会委員、市町村職員、主治医に対して研修会を開催する。
- 介護保険事業者等指定・指導事業（介護保険事業者等指定業務）
 - ・ 介護保険事業者の指定・変更申請等に係る各種情報の管理を行い、各月の指定状況等を公表する。
- 介護サービス情報開示支援事業
 - ・ 介護サービス情報公表制度で事業所から報告されるサービス情報についての調査を行うとともに、介護事業所の職員体制や利用料金などの基本情報、身体拘束を廃止する取組の有無などの運営情報を公表する。
- 介護保険審査会運営事業
 - ・ 介護保険法及び行政不服審査法等に基づき、保険者が被保険者に対して行った行政処分の内容に審査請求が行われた際に、北海道介護保険審査会を開催する。

<目標（アウトプット）>

精 査 中

(5) 達成目標（アウトカム）

- 介護サービス情報公表対象事業者の公表割合（公表件数／対象事業所数）

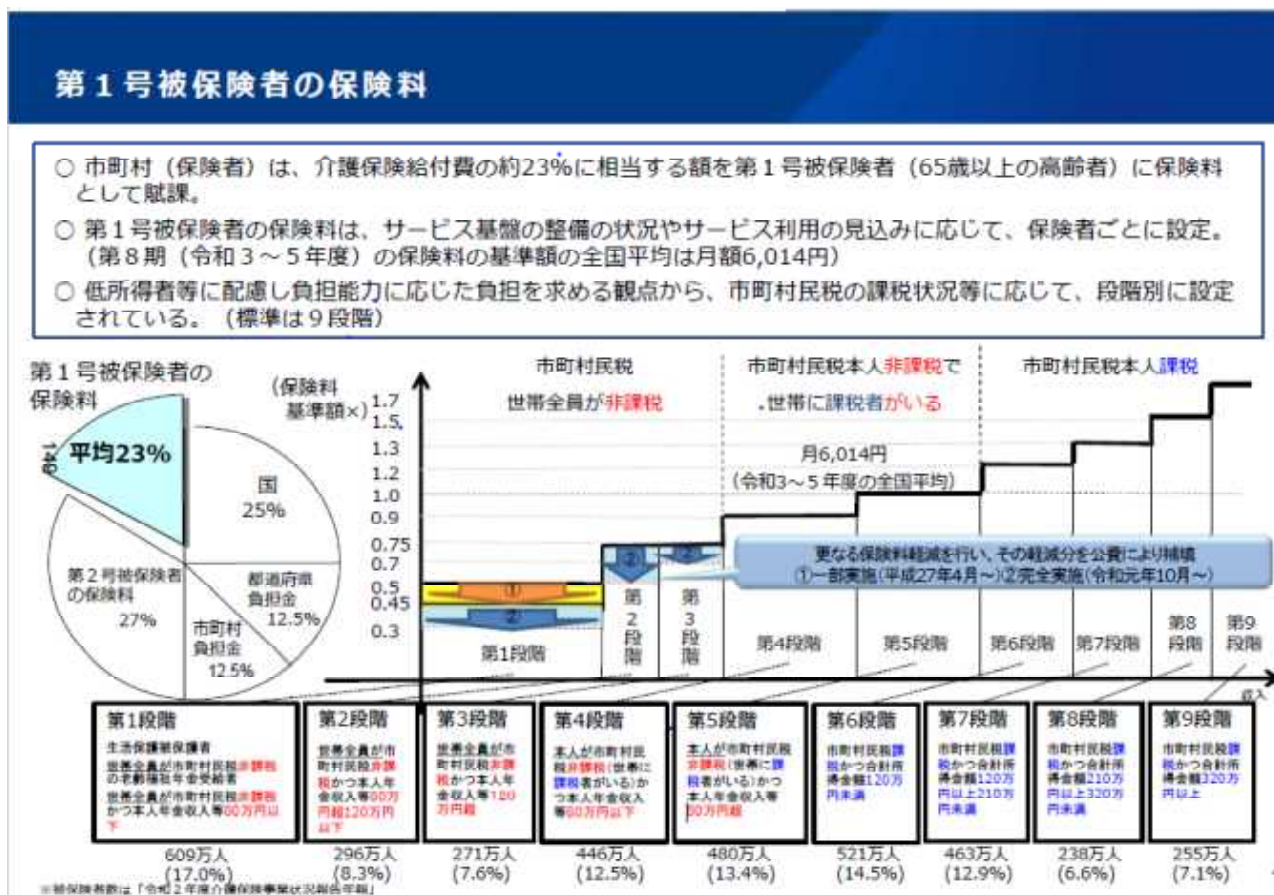
R3 : 92% → R9 : 100%

3 保険財政への支援と低所得者の負担軽減

(1) 現状と課題

- 介護保険制度は、市町村が運営主体となって、被保険者が納める介護保険料と公費で運営されており、介護保険料は、市町村（保険者）ごとに、介護サービスにかかる費用の総額と、65歳以上の方の人口をもとに計算され、負担能力に応じた保険料が賦課されており、市町村の介護保険財政が悪化した場合等には、必要に応じて財政支援を行うなど、介護保険制度の安定的かつ適正な運営を図る必要があります。
- また、介護サービス利用者は、サービスに要した費用の1～3割を利用料として負担することとなり、介護サービスが低所得者にとって利用しやすいものとなるよう、適切な保険料の設定や利用者負担の軽減の充実が求められています。

(2) 関連データ



[資料] 全国介護保険担当課長会議資料（令和5年7月31日(月)）介護保険計画

(3) 施策の方向性

- 見込を上回るサービス利用に伴う給付費の増加や、保険料収納率の悪化等により、保険財政に不足が生じた市町村に対し、財政安定化基金による資金の貸付または交付を行うとともに、制度の運営状況を踏まえた技術的助言を行うなど、介護保険制度の安定かつ適切な運営を推進します。
- 介護保険料の賦課にあたり、世帯非課税者等の低所得者への保険料の減免措置を行った市町村に対し、保険料の軽減に要した費用を負担します。
- 介護サービス利用料の自己負担額に関して、低所得者の負担額の軽減等を実施した社会福祉法人等への助成を行った市町村に対し、国の要綱に基づき、その費用の一部を補助します。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険財政安定化基金
 - ・ 保険料の収納率や給付費の見込誤りなどにより、市町村の介護保険財政が歳入不足となった際に貸付や交付を行うため、基金を設置して運用する。（取崩型基金）
- 介護保険給付費負担金
 - ・ 介護保険制度における介護給付及び予防給付に要する費用を負担する。
- 介護保険料軽減負担金
 - ・ 介護保険制度における世帯非課税に対する保険料軽減に要する費用を負担する。
- 介護サービス利用者負担軽減事業費補助金
 - ・ 市町村民税非課税世帯など低所得者の利用者負担を軽減した社会福祉法人等に助成を行った市町村に対して補助を行う。

<目標（アウトプット）>

- 利用者負担額軽減制度の対象者数 8,300人／年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の実施保険者数

R4 : 136保険者 → R9 : 151保険者

4 介護給付適正化の推進

(1) 現状と課題

- 介護給付とは、介護給付（介護サービス）を必要とする高齢者を適切に認定（要介護[要支援]認定）し、高齢者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼と制度の持続可能性を高めていくものです。
- 介護給付の適正化を推進する観点から、これまで「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を実施してきましたが、保険者の事務負担の軽減、効果的・効率的な事業実施とするため、主要5事業について、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業に再編され、実施内容の充実化を図りながら、全ての保険者において実施することが求められます。

(2) 関連データ

| 事業 | 見直しの方向性 | 見直し後 |
|----------------------|--|----------------------------------|
| 要介護認定の適正化 | ・要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。 | 要介護認定の適正化 |
| ケアプランの点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・一本化する。 ・国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。（協議の場で検討） | ケアプランの点検 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 |
| 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 | | |
| 医療情報との突合・縦覧点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・小規模保険者等にも配慮し、国保連への委託を進める。（協議の場で検討） | 医療情報との突合・縦覧点検 |
| 介護給付費通知 | ・費用対効果が見えにくいいため、主要事業から外す。 | |

[資料] 全国介護保険担当課長会議資料（令和5年7月31日(月)）介護保険計画

(3) 施策の方向性

- 適正化事業の実施主体である保険者に対し、自ら主体的・積極的に給付の適正化に取り組むことができるよう、北海道国民健康保険団体連合会等と連携し、支援を行います。

(4) 主な事業

<事業名及び内容（インプット）>

- 介護保険推進事業（介護給付適正化推進特別事業）
 - ・「医療情報との突合・縦覧点検」を道国保連に業務委託して実施するほか、保険者等の介護保険担当者向け説明会等を開催し、適正化事業に係る最新動向や適正化システム帳票活用等について周知する。
 - ・「ケアプラン等の点検」を推進するため、専門職のアドバイザー派遣等を実施する。

<目標（アウトプット）>

- 介護保険担当者説明会__保険者数 156保険者/年
- 適正化ブロック説明会__保険者数 156保険者/年
- ケアプラン等の点検に係るアドバイザー派遣等__保険者数 3保険者/年
- 「医療情報との突合・縦覧点検」の実施 156保険者/年

(5) 達成目標（アウトカム）

- 要介護認定の適正化

R2：142保険者 → R9：156保険者

- ケアプラン等の点検を行っている保険者数

R2 : 112保険者 → R9 : 156保険者

※ R2は「ケアプランの点検」の実施数。

- 医療情報との突合・縦覧点検を行っている保険者数

R2 : 149保険者 → R9 : 156保険者

第6章 サービス量の見込みと整備目標

第1節 介護サービス量の見込みと目標

1 施設サービスの整備目標（必要利用定員総数）

- 市町村が、設定した施設サービスの必要利用定員総数に基づき、道全体の施設サービスの必要利用定員総数及び整備目標を、次のとおり設定しました。

| 区分 | 現状 (令和5年度末) A | 令和8年度末 必要利用 定員総数 B | 第9期 計画期間中の 整備目標 (B-A) |
|-----------------------|---------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養） | | | |
| 介護老人保健施設 | | | |
| 介護医療院 | | | |
| 介護療養型医療施設（介護療養病床） | | | |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | | | |
| 特定施設入居者生活介護（介護専用型） | | | |
| 特定施設入居者生活介護（上記以外） | | | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | |

精査中



2 介護サービス量の見込み

- 「市町村老人福祉計画・介護保険事業計画」におけるサービスの量の見込みは、各市町村において、これまでの介護保険事業の運営状況の分析や評価に加え、各種調査結果、地域間比較、医療計画との整合性、介護離職ゼロに伴うサービス見込量、地域ケア会議における検討など保険者としての施策を更に反映させたものとなっています。
- こうして推計した市町村の見込みを高齢者保健福祉圏域ごとに積み上げ、道全体の介護サービス量を次のとおり見込みました。

(介護サービス)

| サービスの種類 | 単位 | 令和4年度 (実績) | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|-------------|---------------------------|---------------|-------|------------|-------|------|-------|------|
| | | | | R4対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 訪問入浴介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 訪問看護 | 回/月 | | | | | | |
| | 訪問リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 居宅療養管理指導 | 人/月 | | | | | | |
| | 通所介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 通所リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 短期入所生活介護 | 日/月 | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (老健) | 日/月 | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (病院等) | 日/月 | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (介護医療院) | 日/月 | | | | | | |
| | 福祉用具貸与 | 人/月 | | | | | | |
| | 特定福祉用具購入費 | 人/月 | | 精査中 | | | | |
| | 住宅改修費 | 人/月 | | | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | | |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 人/月 | | | | | | |
| | 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 地域密着型特定施設 入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | | | | | | |
| 地域密着型通所介護 | 回/月 | | | | | | | |
| 施設サービス | 介護福祉施設サービス (介護老人福祉施設) | 人/月 | | | | | | |
| | 介護保健施設サービス (介護老人保健施設) | 人/月 | | | | | | |
| | 介護医療院サービス (介護医療院) | 人/月 | | | | | | |
| | 介護療養施設サービス (介護療養型医療施設) | 人/月 | | | | | | |
| 居宅介護支援 | 人/月 | | | | | | | |

(介護予防サービス)

| サービスの種類 | 単位 | 令和4年度 (実績) | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----------------------------------|---|--------------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | R4対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 介護 予 防 サ ー ビ ス | 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防訪問看護 | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (老健) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (病院等) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防 特定福祉用具購入費 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防住宅改修費 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 地域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス | 介護予防 認知症対応型通所介護 | 回/月 | | | | | |
| 介護予防 小規模多機能型居宅介護 | | 人/月 | | | | | | |
| 介護予防 認知症対応型共同生活介護 | | 人/月 | | | | | | |
| 介護予防支援 | 人/月 | | | | | | | |

精 査 中

第2節 老人福祉サービスの目標

- 老人福祉サービスは、市町村計画における目標値の集計をもって、道計画の目標としました。

| 区分 | 単位 | 令和5年度 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----------------|----|-------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | 前年対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 養護老人ホーム | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（A型） | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（B型） | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（ケアハウス） | 人 | | | | | | | |
| 生活支援ハウス | 人 | | | | | | | |
| 老人福祉センター | か所 | | | | | | | |
| 在宅介護支援センター | か所 | | | | | | | |

精査中

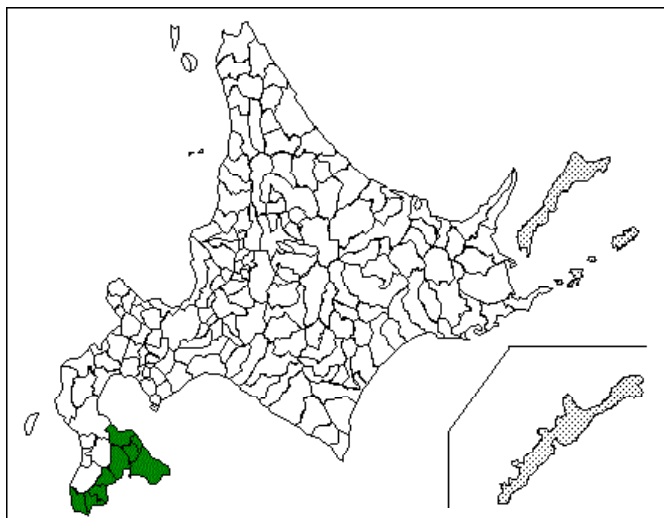
第7章 高齢者保健福祉圏域ごとの整備目標等

第1節 南渡島圏域

(函館市、北斗市、松前町、
福島町、知内町、木古内町、
七飯町、鹿部町、森町)

1 圏域の現状

- 令和2年(2020年)の国勢調査によると、南渡島圏域の総人口は355,744人、高齢者人口は128,031人であり、高齢化率は35.99%となっています。
- また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年(2040年)の総人口は252,822人、高齢者人口は111,355人となり、高齢化率は44.04%となる見込みです。



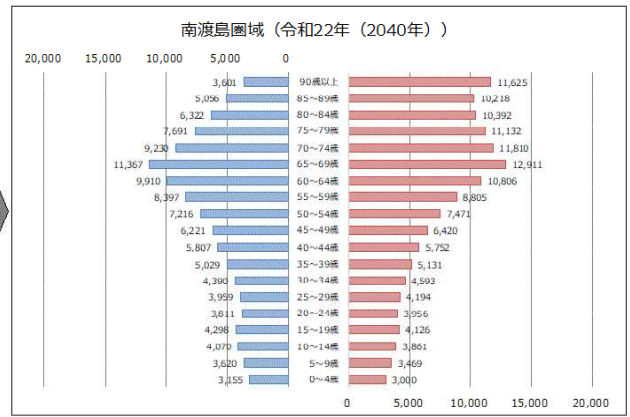
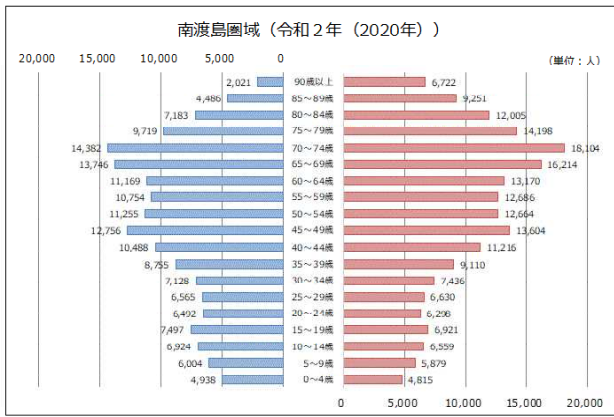
| 市町村名 | 総人口※1 | 年少人口 (15歳未満) | | 生産年齢人口 (15~64歳) | | 高齢者人口 (65歳以上) | | (再掲) (75歳以上) | | 平均年齢 ※3 |
|------|---------|-----------------|--------|--------------------|--------|------------------|--------|-----------------|--------|------------|
| | | 人数 | 割合※2 | 人数 | 割合※2 | 人数 | 割合※2 | 人数 | 割合※2 | |
| 函館市 | 247,770 | 23,560 | 9.51% | 134,953 | 54.47% | 89,257 | 36.02% | 45,963 | 18.55% | 51.97 |
| 北斗市 | 44,210 | 5,444 | 12.31% | 25,434 | 57.53% | 13,332 | 30.16% | 6,564 | 14.85% | 48.79 |
| 松前町 | 6,254 | 377 | 6.03% | 2,611 | 41.75% | 3,266 | 52.22% | 1,804 | 28.85% | 60.30 |
| 福島町 | 3,790 | 228 | 6.02% | 1,711 | 45.15% | 1,851 | 48.84% | 973 | 25.67% | 58.73 |
| 知内町 | 4,166 | 357 | 8.57% | 2,160 | 51.85% | 1,649 | 39.58% | 854 | 20.50% | 53.47 |
| 木古内町 | 3,818 | 232 | 6.08% | 1,678 | 43.95% | 1,908 | 49.97% | 1,069 | 28.00% | 59.40 |
| 七飯町 | 27,677 | 3,215 | 11.62% | 14,743 | 53.27% | 9,719 | 35.12% | 4,906 | 17.73% | 51.10 |
| 鹿部町 | 3,760 | 342 | 9.10% | 1,901 | 50.56% | 1,517 | 40.35% | 725 | 19.28% | 53.69 |
| 森町 | 14,299 | 1,364 | 9.54% | 7,403 | 51.77% | 5,532 | 38.69% | 2,727 | 19.07% | 52.95 |
| 圏域計 | 355,744 | 35,119 | 9.87% | 192,594 | 54.14% | 128,031 | 35.99% | 65,585 | 18.44% | 54.49 |

※1 データバーの上限は「圏域計」

※2 総人口に占める割合(データバーの上限は「100%」)

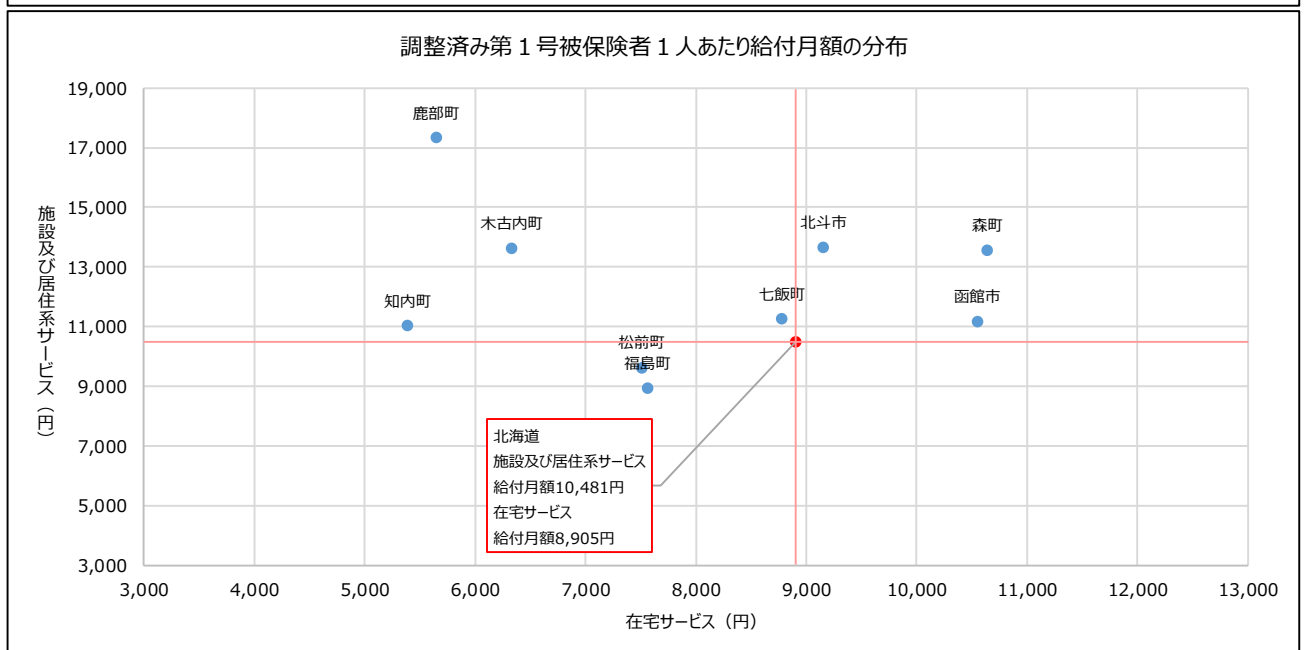
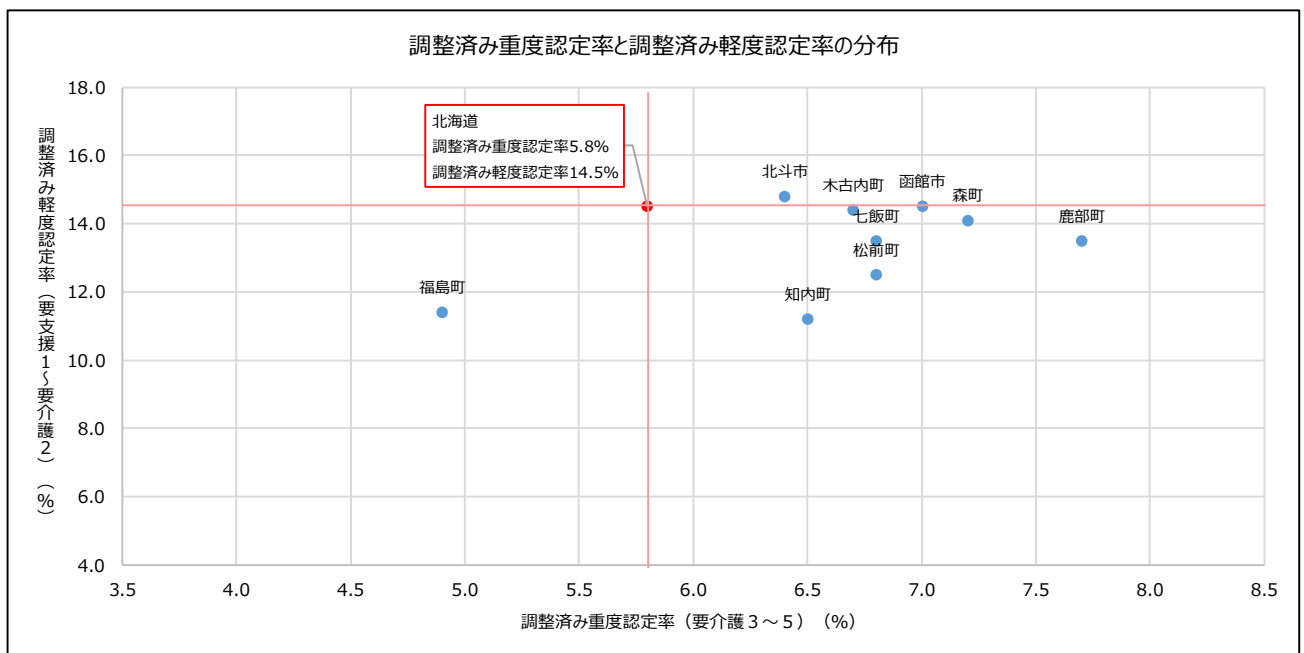
※3 データバーの上限は「90歳」

(資料) 総務省統計局「令和2年国勢調査」



(資料) 総務省統計局「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成29年推計)」



(資料) 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

2 施設サービス量の整備目標（必要定員総数）

| 区分 | 現状 (令和5年度末) | 令和8年度末 必要利用 定員総数 | 第9期 計画期間中の 整備目標 |
|-----------------------|----------------|------------------------|-----------------------|
| | A | B | (B-A) |
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養） | | | |
| 介護老人保健施設 | | | |
| 介護医療院 | 精 査 中 | | |
| 介護療養型医療施設（介護療養病床） | | | |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | | | |
| 特定施設入居者生活介護（介護専用型） | | | |
| 特定施設入居者生活介護（上記以外） | | | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | |

3 老人福祉サービスの目標

| 区分 | 単位 | 令和5年度 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----------------|----|-------|--------------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | 前年対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 養護老人ホーム | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（A型） | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（B型） | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（ケアハウス） | 人 | | 精 査 中 | | | | | |
| 生活支援ハウス | 人 | | | | | | | |
| 老人福祉センター | か所 | | | | | | | |
| 在宅介護支援センター | か所 | | | | | | | |

4 老人福祉サービスの目標 (介護サービス)

| サービスの種類 | 単位 | 令和4年度 (実績) | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|-------------|---------------------------|---------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | R4対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 訪問入浴介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 訪問看護 | 回/月 | | | | | | |
| | 訪問リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 居宅療養管理指導 | 人/月 | | | | | | |
| | 通所介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 通所リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 短期入所生活介護 | 日/月 | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (老健) | 日/月 | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (病院等) | 日/月 | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (介護医療院) | 日/月 | | | | | | |
| | 福祉用具貸与 | 人/月 | | | | | | |
| | 特定福祉用具購入費 | 人/月 | | | | | | |
| | 住宅改修費 | 人/月 | | | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | | |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 人/月 | | | | | | |
| | 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 地域密着型特定施設 入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | | | | | | |
| 地域密着型通所介護 | 回/月 | | | | | | | |
| 施設サービス | 介護福祉施設サービス (介護老人福祉施設) | 人/月 | | | | | | |
| | 介護保健施設サービス (介護老人保健施設) | 人/月 | | | | | | |
| | 介護医療院サービス (介護医療院) | 人/月 | | | | | | |
| | 介護療養施設サービス (介護療養型医療施設) | 人/月 | | | | | | |
| 居宅介護支援 | 人/月 | | | | | | | |

精 査 中

(介護予防サービス)

| サービスの種類 | 単位 | 令和4年度 (実績) | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----------------------------------|---|--------------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | R4対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 介護 予 防 サ ー ビ ス | 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防訪問看護 | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (老健) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (病院等) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防 特定福祉用具購入費 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防住宅改修費 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 地域 密 着 型 介 護 サ ー ビ ス | 介護予防 認知症対応型通所介護 | 回/月 | | | | | |
| 介護予防 小規模多機能型居宅介護 | | 人/月 | | | | | | |
| 介護予防 認知症対応型共同生活介護 | | 人/月 | | | | | | |
| 介護予防支援 | 人/月 | | | | | | | |

精 査 中

<圏域内の市町村による取組事例>

介護予防・日常生活支援総合事業（通所サービスC）

木古内町

<取組の背景>

本町は比較的温暖な地域で、津軽海峡をはじめとする豊かな自然に囲まれ、農業、漁業、林業が中心産業。公的病院、鉄道、新幹線の駅が有り利便性が良い。令和5年7月末現在、人口3,663人、高齢化率50.83%であり、道内でも高齢化率が高くなっている。そのため、要支援判定の利用者が増加しており、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防サービスの重要性が高まっていることから、当町においては、介護予防教室の実施を継続していく他、令和元年より通所型サービスC（短期集中サービス）を開始した。

<取組の内容>

地域包括支援センターの職員（3職種）で、事前にサービスの必要性があると思われる町民をアセスメントし、対象者を選定。外部講師を招き、2クール（12回/クール）とし、専門的指示のもと対象者へ指導を実施している。

<工夫している点>

フィットネスチューブ「モビバン」を取り入れて外部講師が指導を行っている。
自宅でも継続して運動を行えるように、参加者へ外部講師作成の資料を配布している。
遠方の参加者には送迎対応を実施。

<実感している効果>

参加者の開始時と開始後の体力測定では維持や握力のアップ等がみられている。

執筆協力：木古内町

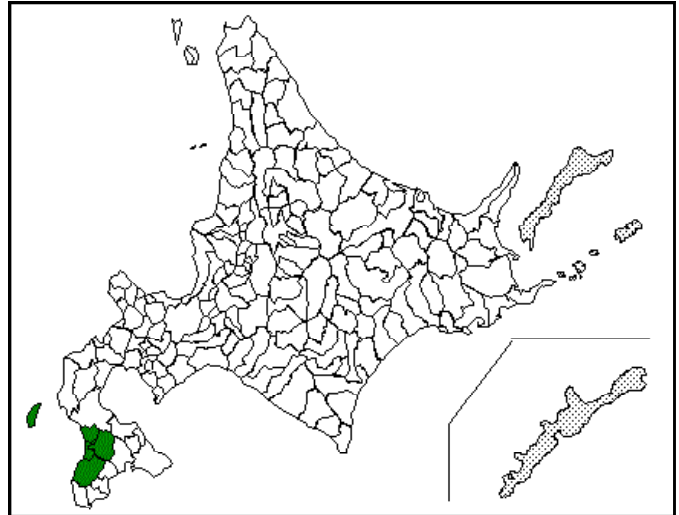
<取組の様子>



第2節 南檜山圏域 (江差町、上ノ国町、厚沢部町、 乙部町、奥尻町)

1 圏域の現状

- 令和2年(2020年)の国勢調査によると、南檜山圏域の総人口は21,093人、高齢者人口は8,803人であり、高齢化率は41.73%となっています。
- また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年(2040年)の総人口は11,477人、高齢者人口は5,880人となり、高齢化率は51.23%となる見込みです。



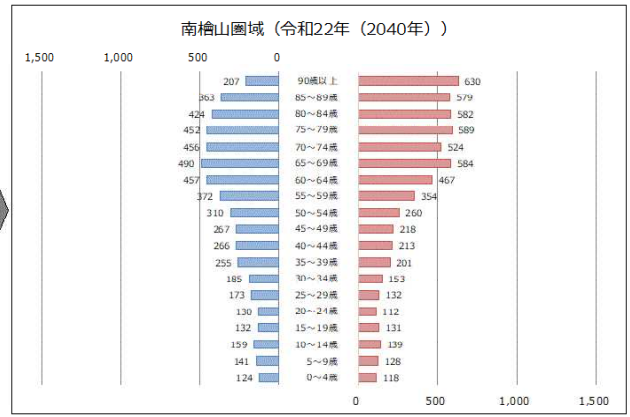
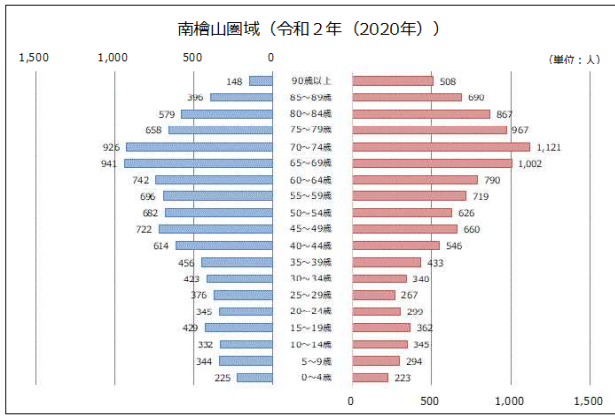
| 市町村名 | 総人口※1 | 年少人口 (15歳未満) | | 生産年齢人口 (15~64歳) | | 高齢者人口 (65歳以上) | | (再掲) (75歳以上) | | 平均年齢 ※3 |
|-------|--------|-----------------|-------|--------------------|--------|------------------|--------|-----------------|--------|------------|
| | | 割合※2 | 割合※2 | 割合※2 | 割合※2 | 割合※2 | 割合※2 | | | |
| 江 差 町 | 7,385 | 589 | 7.98% | 3,950 | 53.49% | 2,846 | 38.54% | 1,589 | 21.52% | 53.62 |
| 上ノ国町 | 4,303 | 388 | 9.02% | 2,047 | 47.57% | 1,868 | 43.41% | 992 | 23.05% | 55.77 |
| 厚沢部町 | 3,592 | 339 | 9.44% | 1,713 | 47.69% | 1,540 | 42.87% | 832 | 23.16% | 55.78 |
| 乙 部 町 | 3,403 | 284 | 8.35% | 1,567 | 46.05% | 1,552 | 45.61% | 857 | 25.18% | 56.32 |
| 奥 尻 町 | 2,410 | 163 | 6.76% | 1,250 | 51.87% | 997 | 41.37% | 543 | 22.53% | 54.82 |
| 圏 域 計 | 21,093 | 1,763 | 8.36% | 10,527 | 49.91% | 8,803 | 41.73% | 4,813 | 22.82% | 55.26 |

※1 データバーの上限は「圏域計」

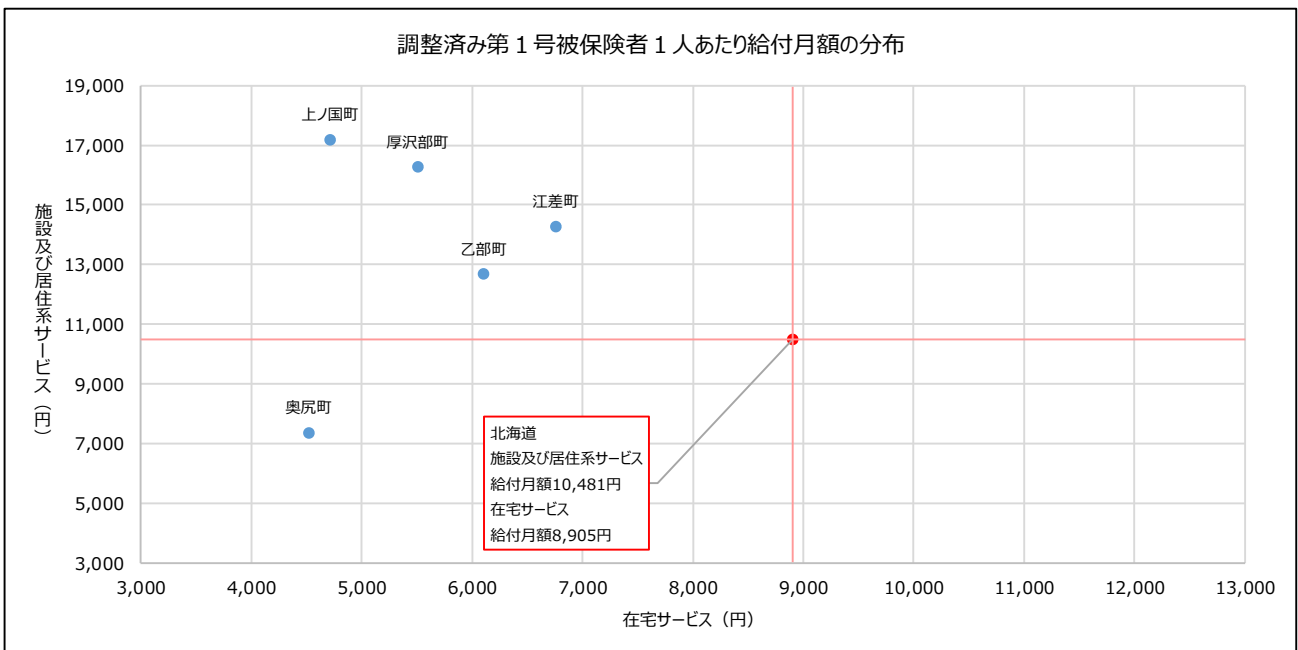
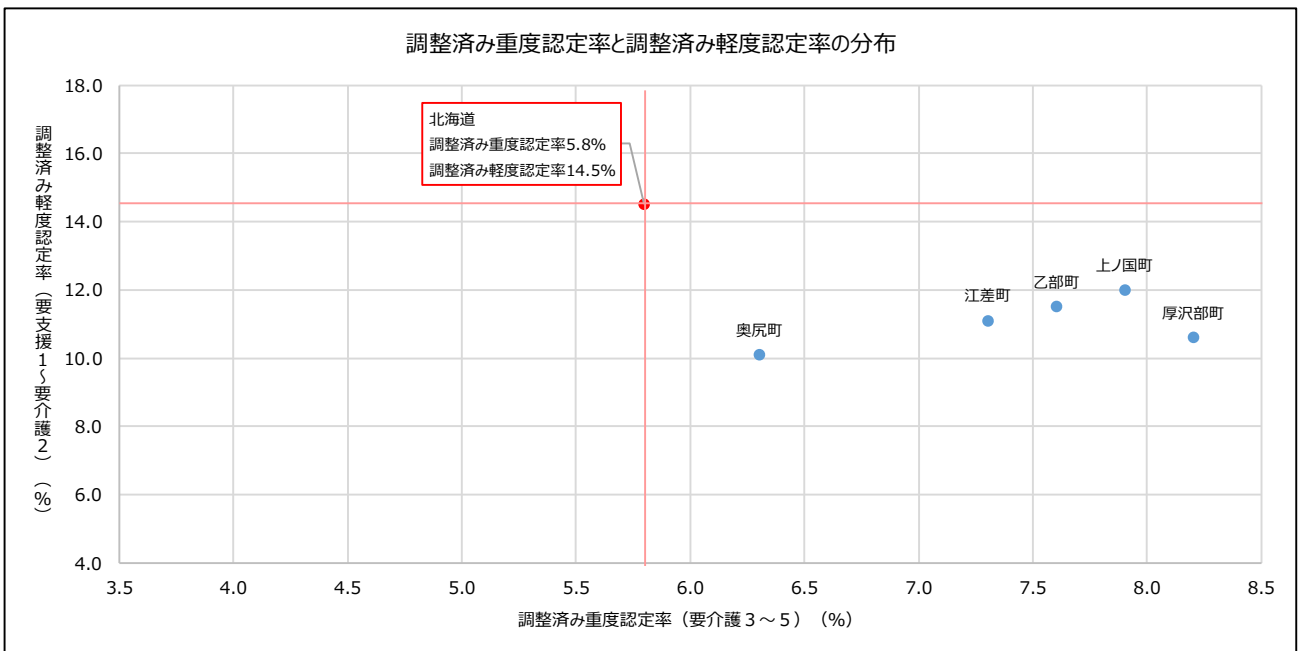
※2 総人口に占める割合(データバーの上限は「100%」)

※3 データバーの上限は「90歳」

(資料) 総務省統計局「令和2年国勢調査」



(資料) 総務省統計局「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」



(資料) 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

2 施設サービス量の整備目標（必要定員総数）

| 区分 | 現状 (令和5年度末) A | 令和8年度末 必要利用 定員総数 B | 第9期 計画期間中の 整備目標 (B-A) |
|-----------------------|---------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養） | | | |
| 介護老人保健施設 | | | |
| 介護医療院 | | | |
| 介護療養型医療施設（介護療養病床） | | | |
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | | | |
| 特定施設入居者生活介護（介護専用型） | | | |
| 特定施設入居者生活介護（上記以外） | | | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | |

精査中

3 老人福祉サービスの目標

| 区分 | 単位 | 令和5年度 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----------------|----|-------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | 前年対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 養護老人ホーム | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（A型） | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（B型） | 人 | | | | | | | |
| 軽費老人ホーム（ケアハウス） | 人 | | | | | | | |
| 生活支援ハウス | 人 | | | | | | | |
| 老人福祉センター | か所 | | | | | | | |
| 在宅介護支援センター | か所 | | | | | | | |

精査中

4 老人福祉サービスの目標 (介護サービス)

| サービスの種類 | | 単位 | 令和4年度 (実績) | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|-------------|---------------------------|-----|---------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | | R4対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 居宅サービス | 訪問介護 | 回/月 | | | | | | | |
| | 訪問入浴介護 | 回/月 | | | | | | | |
| | 訪問看護 | 回/月 | | | | | | | |
| | 訪問リハビリテーション | 回/月 | | | | | | | |
| | 居宅療養管理指導 | 人/月 | | | | | | | |
| | 通所介護 | 回/月 | | | | | | | |
| | 通所リハビリテーション | 回/月 | | | | | | | |
| | 短期入所生活介護 | 日/月 | | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (老健) | 日/月 | | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (病院等) | 日/月 | | | | | | | |
| | 短期入所療養介護 (介護医療院) | 日/月 | | | | | | | |
| | 福祉用具貸与 | 人/月 | | | | | | | |
| | 特定福祉用具購入費 | 人/月 | | | | | | | |
| | 住宅改修費 | 人/月 | | | | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | | | |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 人/月 | | | | | | | |
| | 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | | | | | | | |
| | 認知症対応型通所介護 | 回/月 | | | | | | | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | | | | | | | |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 人/月 | | | | | | | |
| | 地域密着型特定施設 入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 人/月 | | | | | | | |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | | | | | | | |
| 地域密着型通所介護 | 回/月 | | | | | | | | |
| 施設サービス | 介護福祉施設サービス (介護老人福祉施設) | 人/月 | | | | | | | |
| | 介護保健施設サービス (介護老人保健施設) | 人/月 | | | | | | | |
| | 介護医療院サービス (介護医療院) | 人/月 | | | | | | | |
| | 介護療養施設サービス (介護療養型医療施設) | 人/月 | | | | | | | |
| 居宅介護支援 | 人/月 | | | | | | | | |

精査中

(介護予防サービス)

| サービスの種類 | 単位 | 令和4年度 (実績) | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | |
|----------------------------------|---|--------------------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | | | | R4対比 | | 前年対比 | | 前年対比 |
| 介護 予 防 サ ー ビ ス | 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防訪問看護 | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 回/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (老健) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (病院等) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院) | 日/月 | | | | | | |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防 特定福祉用具購入費 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防住宅改修費 | 人/月 | | | | | | |
| | 介護予防 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | | | | | | |
| | 地域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 介護予防 認知症対応型通所介護 | 回/月 | | | | | |
| 介護予防 小規模多機能型居宅介護 | | 人/月 | | | | | | |
| 介護予防 認知症対応型共同生活介護 | | 人/月 | | | | | | |
| 介護予防支援 | 人/月 | | | | | | | |

精 査 中

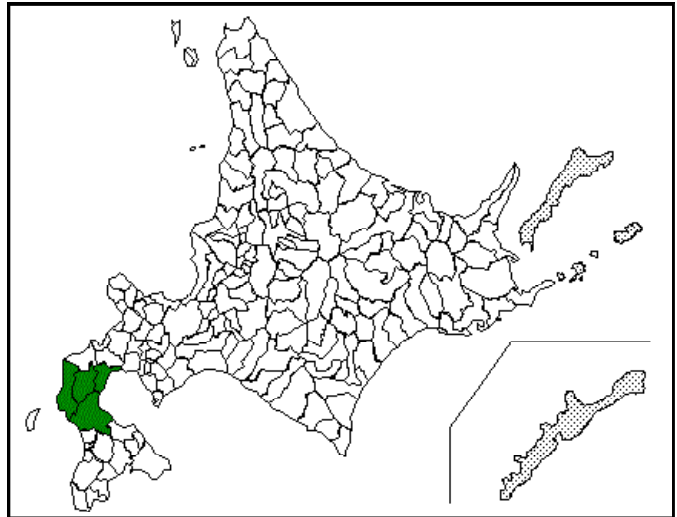
<圏域内の市町村による取組事例>

| 医療介護連携体制構築に向けた医療介護連絡会 | 江差町 |
|--|-----|
| <p><取組の背景></p> <p>本町は、人口6,815人、高齢化率40.6%（令和5年3月時点）で北海道南西部に位置しています。気候は、対馬暖流の影響を受け、年平均気温は10℃前後と、北海道の中では温暖な地域ですが、冬季は北西から季節風が強く吹きます。</p> <p>また、本町は医療機関が4か所、在宅施設サービス事業所も近隣町よりは多くありますが、本町のみでは24時間在宅医療介護体制整備が難しい現状にあります。</p> <p><取組の内容></p> <p>高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、切れ目のない医療と介護の提供体制の構築を目的として町内の医療機関と在宅施設サービス事業所等と、年4回勉強会や情報交換などの連絡会を開催している。</p> <p><工夫している点></p> <p>町内の主任ケアマネ会の方々に協力いただき、企画・運営を担ってもらっている。</p> <p>医療介護の専門職が関係する制度について（成年後見制度等）の勉強会等、テーマを参加者のニーズや社会情勢に合わせて設定している。</p> <p>年1回は町内の医療機関の医師に協力いただき、講演会や意見交換会を開催し、多職種の現状や今後の体制構築に向けて取り組みを実施している。</p> <p>平成24年度から開始され、コロナ禍ではリモート開催や通信を使用し、参加しやすい方法や継続的に実施できる方法を模索しながら開催している。</p> <p><実感している効果></p> <p>毎回、アンケートを実施。アンケート結果は好評。</p> <p>医師の発案からリモートでの月1回ケースカンファレンス開催に繋がっています。困難事例等から参加者で情報共有や課題解決に向けて、話し合える新たな場に繋がっている。</p> <p>顔の見える関係づくりとなり、お互いに連携がとりやすくなっていると感じている。</p> | |
| <p>執筆協力：江差町</p> | |
| <p><取組の様子></p>  | |

第3節 北渡島檜山圏域 (八雲町、長万部町、今金町、 せたな町)

1 圏域の現状

- 令和2年(2020年)の国勢調査によると、北渡島檜山圏域の総人口は33,103人、高齢者人口は13,193人であり、高齢化率は39.85%となっています。
- また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年(2040年)の総人口は20,065人、高齢者人口は9,722人となり、高齢化率は48.45%となる見込みです。



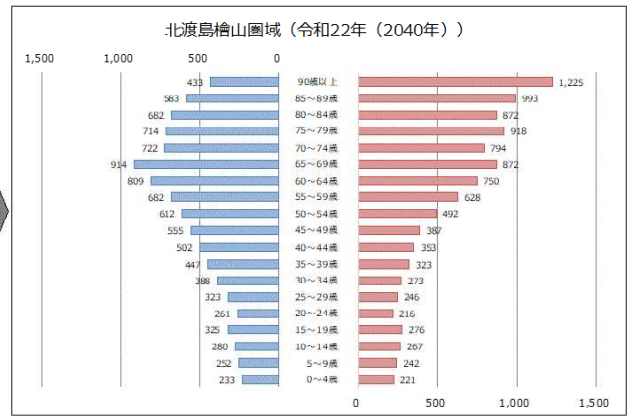
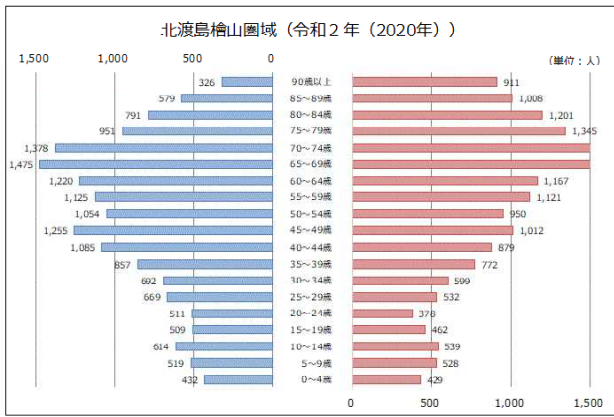
| 市町村名 | 総人口※1 | 年少人口 (15歳未満) | | 生産年齢人口 (15~64歳) | | 高齢者人口 (65歳以上) | | (再掲) (75歳以上) | | 平均年齢 ※3 |
|------|--------|-----------------|--------|--------------------|--------|------------------|--------|-----------------|--------|------------|
| | | 人数 | 割合※2 | 人数 | 割合※2 | 人数 | 割合※2 | 人数 | 割合※2 | |
| 八雲町 | 15,629 | 1,591 | 10.18% | 8,504 | 54.41% | 5,534 | 35.41% | 2,758 | 17.65% | 51.98 |
| 長万部町 | 5,010 | 415 | 8.28% | 2,507 | 50.04% | 2,088 | 41.68% | 1,193 | 23.81% | 55.37 |
| 今金町 | 5,072 | 468 | 9.23% | 2,515 | 49.59% | 2,089 | 41.19% | 1,176 | 23.19% | 54.76 |
| せたな町 | 7,392 | 587 | 7.94% | 3,323 | 44.95% | 3,482 | 47.10% | 1,985 | 26.85% | 57.79 |
| 圏域計 | 33,103 | 3,061 | 9.25% | 16,849 | 50.90% | 13,193 | 39.85% | 7,112 | 21.48% | 54.98 |

※1 データバーの上限は「圏域計」

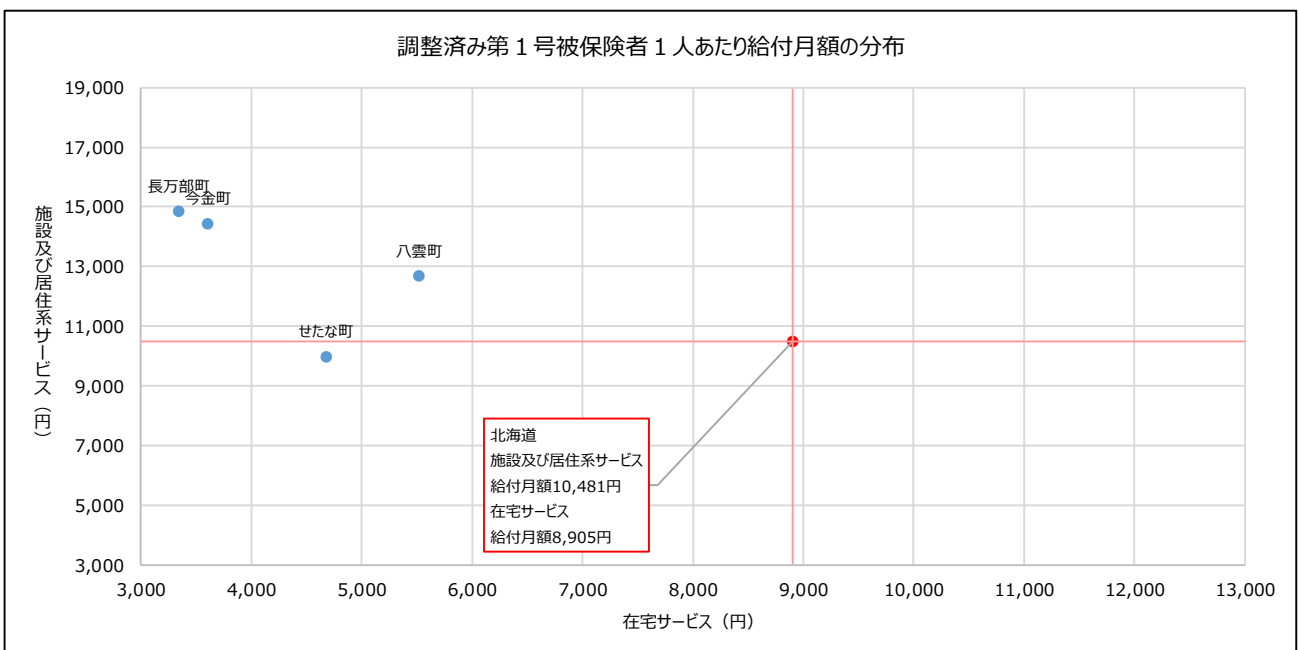
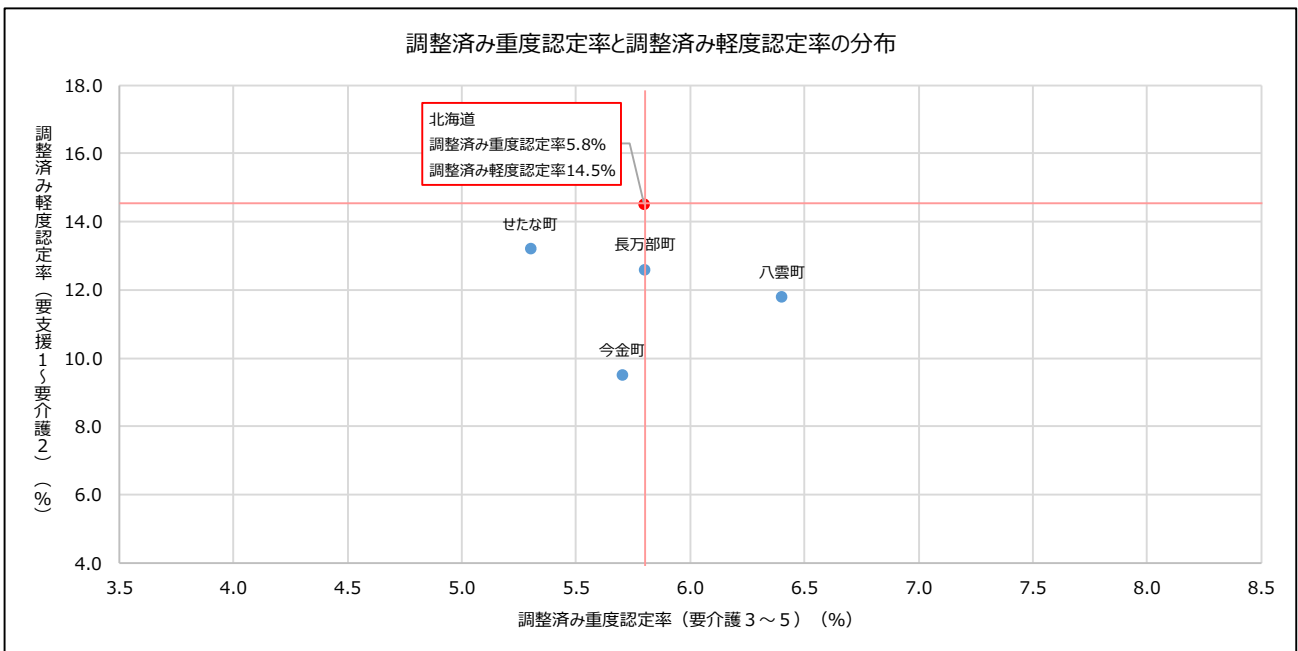
※2 総人口に占める割合(データバーの上限は「100%」)

※3 データバーの上限は「90歳」

(資料) 総務省統計局「令和2年国勢調査」



(資料) 総務省統計局「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」



(資料) 厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」